

令和4年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年6月6日 開会

令和4年6月6日 閉会

令和4年第6回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和4年6月6日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（5）令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
（案）について
（6）令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第8 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第9 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

令和4年6月6日 山武市農業委員会 会長職務代理者 増 田 千代子

◎開 会

職務代理者 これから令和4年第6回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。欠席委員は、議席番号1番井野委員、議席番号14番藤田委員です。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

職務代理者 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りとし、議事録署名人は、議席番号9番川島委員及び議席番号10番高宮委員を指名いたします。

◎議案第1号

職務代理者 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者 事務局の概要説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員の説明及び当該地域の農業委員の補足説明等を求めます。
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
申請番号1について説明いたします。
この農地は、譲渡人が相続により取得しました。地元には内はなく、遠いところに住んでおります。数十年間、譲受人が耕作してきました。
今回、譲りたいということで、申請に至りました。
よろしく願いいたします。

職務代理者 地区担当推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関です。
川村推進委員の説明のとおりでございまして、畑のほうも管理されておりますし、別段、地元としては問題ございません。
なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく願いします。

職務代理者 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。

申請番号2について説明いたします。

この案件につきましても、譲渡人は申請番号1と同じ理由でございます。譲受人の自宅の裏にある畑でございまして、これにつきましても、10年以上、譲受人が耕作してきました。今回、譲りたいということで、申請に至りました。

よろしくお願いいたします。

職務代理者 地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員 議席番号12番、今関でございます。

これも川村推進委員の説明のとおりでございまして、地元としては何も問題はございません。

なお、権利者については、農地法第3条の第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

職務代理者 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わり

ました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理人

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理人

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

この案件は売買による所有権移転であります。譲受人は自宅から近く、耕作しやすいため、譲渡人は遠方に居住しており、管理できないためということです。以前より譲受人が管理しておりまして、譲渡人は山武市に戻る予定もないし、譲受人のほうに譲りたいということでした。

地元としては何ら問題ございません。

職務代理人

地区担当推進委員の説明が終わりました。

隣接地域の農業委員、議席番号2番、小山委員の補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま伊藤推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

職務代理人

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理人

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理人

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の山下委員の説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

議案第1号の4について説明させていただきます。

譲受人は新規就農5年の方です。譲渡人のほうから譲受人に貸していた畑の全てを買い取ってほしいという意向を持ってこられたんですが、譲受人のほうは予算の関係で取りあえず半分ということで、その半分を買い取るという形になりました。将来的には残りの半分以上を所有したいという意向がありますので、よろしく申し上げます。

地元としては何も問題はありませぬので、よろしく申し上げます。

職務代理人

地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号7番、高野委員の補足説明を求めます。

高野委員

議席番号7番、高野です。

今、山下推進委員が言われましたとおり、譲受人は若い方で、何ら問題はないと思います。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていますので、よろしく申し上げます。

職務代理人

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の佐瀬委員の説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号の5について説明いたします。

農地の所有権移転です。場所は戸田、椎崎境の山に囲まれた一団の畑の一角で、昨年、譲渡人は太陽光の転用の許可を受け、その畑の隣で、今回、その残地を譲受人と売買するものです。譲受人は4年前に設立されて、昨年から売上げが上がるようになってきて、現在、匝瑳市を中心に、キャベツなどを11ha耕作しており、今後も拡大していく予定だそうです。

説明は以上です。

職務代理者

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号6番、佐藤委員の補足説明を求めます。

佐藤委員

議席番号6番、佐藤です。

佐瀬推進委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひします。

職務代理者

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の鈴木委員の説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

6番の案件につきましては、5番の案件の方と同じ農業法人です。作目はキャベツを作るということで、月曜日に現地確認をしてまいりましたところ、草もなくきれいになっております。

現状としては何の問題もないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

職務代理者

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、隣接地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

齊藤委員

議席番号17番、齊藤です。

今、地区担当推進委員の鈴木さんのほうより説明がありましたとおりで、何ら問題はないと思われま

す。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

審議のほど、よろしくお願いをいたします。

職務代理者

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

職務代理者

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

本件は貸主と借主、転用形態、転用用途、転用施設、転用事由が同じ案件ですので、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

職務代理者

異議なしの声がありました。よって、これらの案件は一括審議といたします。

事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者

事務局の概要説明が終わりました。

本件に該当する地区は3地区ございますが、条件、状況等が同様であることから、本総会の前に3地区の推進委員が意見をまとめております。筆数が一番多い地区の担当推進委員である川島委員に説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

申請人は営農型の太陽光発電事業の一時転用の更新ということになります。昨年度、現地確認をしたところ、非常に粗雑な農地、要するに、草ぼうぼうで、タマネギが作付してあったんですが、これは一体どうなるんだろうということで、今日、現地確認したところ、非常に農地管理も徹底しており

まして、植付けもサツマイモで今回は順調に育っているような感じで、一定の収益が見込めると思います。

非常に昨年と比べて段違いに管理されておりますので、よろしく願いいたします。

職務代理者

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の佐藤委員の報告を求めます。

佐藤委員

議席番号6番、佐藤です。

確かに去年は本当に何の作物か分からなく、聞いたらタマネギだと。やはり生育にはちょっと限界があるのかなと思っていた次第です。

今回はサツマイモが植わってしまして、とてもきれいにはなっていたんですけども、やはり除草が先決かなと思いました。でも、去年とは本当に全然違う感じで一生懸命やられているんだなと思いました。

そういうわけで、一時的な利用であることから農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

よろしく願いいたします。

職務代理者

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第2号、申請番号1から申請番号5までについて許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第3号

職務代理者 日程第6、議案第3号、令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

職務代理者 異議なしの声がありました。この案件は一括審議といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

（事務局説明）

職務代理者 事務局の議案説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

職務代理者 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第3号、利用権設定等個人別明細番号1から明細番号8までについて、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

職務代理者 挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第4号

職務代理者 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

職務代理者 異議なしの声がありました。この議案は一括審議といたし

ます。

事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者

事務局の議案説明が終わりました。

議案第4号、番号1について地区担当推進委員の十川委員の説明を求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

番号1番について説明します。現在、ニンジン、スイカを露地野菜で作っております。そして、現在は両親と妻、4人で経営しております。現在はJAの園芸部の理事として活躍しておりますので、何の問題もないと思います。

よろしく申し上げます。

職務代理者

次に、番号2から番号4について地区担当推進委員の今関委員の説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

番号2について御説明申し上げます。

更新でございます。

本人と父、妻の3人でネギを栽培しております。防除機等は乗用の防除機等を利用して効率化、低コストを図っています。また、ハローワーク等を通じて優秀な若い男性を雇用し、作業効率、省力化を図っております。

よろしく申し上げます。

続きまして、3番、更新でございます。

本人と妻、お子さんは次男の方が積極的に頑張っております。単価の高い春ネギの面積を増やして、ほ場の性質に合わせた品種を選定して所得の向上を目指し、家族経営協定に基づき、働き方の見直しをすることにより、定期的な休日を取得しております。

続きまして、4番、更新でございます。

複合経営でございます。水稻、ネギを、本人と妻とお子さん、長男の方と栽培しております。また、機械への過剰投資

を避け、導入や更新による省力化、労働時間の削減により安定経営を目指しております。水稻の生産調整には飼料米を協力してやっています。また、繁忙期についてはパート雇用を導入し、定期的な休日制につなげ、余暇を活用しております。以上です。よろしく申し上げます。

職務代理者 次に、番号5について地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
それでは、番号5について説明いたします。
今回は更新でございます。複合経営として水稻とネギを栽培しております。現在、御本人と妻の2人で水稻とネギの栽培をしておりますが、今の現状の面積を維持していくということでございます。機械を導入し労働時間を短縮、臨時雇用を増やし、収量を増やし収益を向上させていくということでありますので、よろしく申し上げます。

職務代理者 地区担当推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第4号、番号1から番号5までについて、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件については原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

◎議案第5号

職務代理者 日程第8、議案第5号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について議題といたします。
事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第5号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件については原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

職務代理者 日程第9、議案第6号、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。
事務局から議案の説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。採決いたします。
議案第6号、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件については原案のとおり決定いたします。

◎その他

職務代理者 以上で、本日予定した議案等の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から御意見ございますでしょうか。

◎閉 会

職務代理者 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は7月5日火曜日、車庫棟第6会議室を予定しております。御参集のほどよろしく願いいたします。